

申請者名 有限会社 ケアサポート岩井
代表者名 代表取締役 村瀬 左千子
事業所名 ゆう デイサービスセンター
所在地 愛知県江南市村久野町金森 170 番地
介護保険事業所番号 2373600366
サービス種類 介護予防・日常生活支援総合事業通所サービス
運営規程の概要

(事業の目的)

第1条 有限会社ケアサポート岩井が開設する。ゆうデイサービスセンター（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するおよび管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員および介護職員(以下「生活相談員等」という。)が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防・日常生活支援総合事業通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護予防・日常生活支援総合事業通所サービス事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 介護予防・日常生活支援総合事業通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括センター、居宅介護支援事業者、地域の保健所・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 事業を行う事業所の名所及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名称 ゆうデイサービスセンター
- ② 所在地 愛知県江南市村久野町金森170番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとし、指定通所介護、指定介護予防通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業通所サービスと一体的に運営することとする。

① 管理者 1名

管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業員

生活相談員 1名以上 看護職員 1名以上

介護職員 1名以上

機能訓練指導員 1名以上

従業員は、指定通所介護、介護予防通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業通所サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く

② 営業時間 午前8時30分から午後7時00分までとする。

③ サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分までとする。

(介護予防・日常生活支援総合事業通所サービスの利用定員)

第6条 介護予防・日常生活支援総合事業通所サービスの利用定員は次の通りとする。なお、定員には指定通所介護、指定介護予防通所介護の利用者を含めない。

① 1単位目 4名

(介護予防・日常生活支援総合事業通所サービスの内容及び利用料など)

第7条 介護予防・日常生活支援総合事業通所サービスの内容は次の通りとし、介護予防・日常生活支援総合事業通所サービスを提供した場合の利用額は、江南市介護予防・日常生活支援総合事業通所サービス、扶桑町介護予防・日常生活支援総合事業通所サービス費用の額の算定に関する基準を定める要綱とし、当該介護予防・日常生活支援総合事業通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、江南市介護予防・日常生活支援総合事業通所サービス、扶桑町介護予防・日常生活支援総合事業通所サービスの費用に関する基準を定める要綱に各利用者の介護保険負担割合証に記

① 食事の提供 ② 入浴(一般浴、特別浴)

③ 日常生活動作の機能訓練 ④ 健康チェック

⑤ 送迎 ⑥ 短時間・時間延長

3 食材費は、650 円（税込） おやつ代は、110 円（税込）を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

7 娯楽共益費として1回50円徴収する。

第8条 生活相談員等は介護予防・日常生活支援総合事業通所サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医の医師などに連絡するなどの措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第9条 通常の事業の実施地域は、江南市、扶桑町の地域とする。

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するように指示を行う。

① 気分が悪くなったときは、速やかに申し出る。

② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう申し出る。

③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

第11条 事業所は、防火管理の責任者を定め、非常災害に対する防火計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討するようにミーティング（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練等を定期的に実施する。

第13条 事業所は、利用者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討するミーティング（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施（年1回以上）

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するため担当を生活相談員とする。

第15条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第16条 事業所は、その業務の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、すべての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおりに設けるものとし、また業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3ヶ月以内

② 継続研修 年2回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又は、その家族の機密を保持する。

3 従業員であった者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社 ケアサポート岩井と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和元年6月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年6月1日より変更の上、施行する。

サービス内容に関する苦情

① 当センターご利用者相談・苦情担当

担当窓口 生活相談員

電話番号 0587-52-3200